

岐阜県公報

第二千六百六十九号
平成二十七年七月三十一日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) 五二九^へ
(同) 五二九

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(農村振興課) 五三〇

告示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定

(廃棄物対策課) 五三〇
(男女参画青少年課) 五三〇

有害興行の指定

(道路維持課) 五三一

県道の路線廃止

(同) 五三一

道路の区域変更

(同) 五三一

道路の供用開始

(同) 五三一

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(環境生活政策課) 五三三

県営土地改良事業計画の決定

(商業・金融課) 五三三
(農地整備課) 五三五

県営土地改良事業の変更計画の決定

(同) 五三五

落札者等に関する公示

(道路維持課) 五三六

規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十一号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

本則第一号の表中「岐阜県中山間地域等直接支払制度適正化委員会委員」を削り、本則第二号の表乗鞍環境パトロール員の項中「四六、〇〇〇円」を「二六、〇〇〇円」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年八月一日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十二号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正す

る。
 第三十条の表農村振興課の部岐阜県中山間地域等直接支払制度適正化委員会の項を削る。
 附則
 この規則は、平成二十七年八月一日から施行する。

岐阜県農業農村整備委員会規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。
 平成二十七年七月三十一日
 岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十三号

岐阜県農業農村整備委員会規則の一部を改正する等の規則

(岐阜県農業農村整備委員会規則の一部改正)

第一条 岐阜県農業農村整備委員会規則(平成二十五年岐阜県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「多面的機能支払交付金」を「多面的機能発揮促進事業」に改める。

第三条第一項中「八人」を「十人」に改める。

(岐阜県中山間地域等直接支払制度適正化委員会規則の廃止)

第二条 岐阜県中山間地域等直接支払制度適正化委員会規則(平成二十五年岐阜県規則第五十九号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十七年八月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百三十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七第一項に規定する指定区域を指定するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

廃止済一般廃棄物最終処分場に係る指定区域

| 指定番号 | 所 在 地 | 埋立地の区分 |
|------|---|--|
| 一八五 | 関市肥田瀬二九三三番一、二九三四番一、二九三四番二、二九三四番三、二九三四番四、二九三四番五、二九三四番六、二九三五番、二九三六番、二九三六番一、二九三八番、二九三九番、二九四〇番、二九四一番、二九四八番、二九六九番一、二九六九番二、二九七〇番、二九七二番一、二九七二番二、二九七三番及び二九八〇番一の全部並びに二九四九番一の一部並びに二九三四番一先で構成される土地 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第300号)第十三条の二第一号に掲げる埋立地 |

岐阜県告示第四百三十六号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十七年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

| 種 別 | 題 名 | 発 行 者 | 配 給 公 社 名 | 等 級 |
|-----|---------------|-------|-----------|-----|
| 映 画 | 尼寺情話 元で寝る女 | | 新日本映 像 | 映 画 |
| | 桃尻娘のエッチな大冒険 | | オーピー映 画 | 映 画 |
| | 変身人形 肢体を護でる指先 | | オーピー映 画 | 映 画 |

| | |
|---|-----------------------------------|
| 養父の指先 嫁の乳 ムカデ人間3 (原題) THE HUMAN CENTIPEDE | 新東宝映画 トランスフォーマー (アメリカ、オランダ) |
|---|-----------------------------------|

2 放映年月日
平成27年7月31日

3 指定理由
著しく性的感傷を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第四百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定により、県道の路線のうち次の路線を廃止したので、同条第三項において準用する同法第九条の規定により告示する。

その関係図面は、岐阜県県土整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成二十七年七月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

| 整理番号 | 路線名 | 起 点 | | 経 過 地 | 重 要 地 | | 備 考 |
|------|-------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-----|-----|
| | | 終 点 | 起 点 | | 終 点 | 起 点 | |
| 191 | 東笠松線 停車場 | 東笠松停車場 (羽島郡笠松町) | 東笠松停車場 (羽島郡笠松町) | 東笠松停車場 (羽島郡笠松町) | 東笠松停車場 (羽島郡笠松町) | | |

岐阜県告示第四百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十七年七月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 区域の変更 | | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|-------|-------|---|-------------|-------------|-------------|------|----|
| | | | 前 | 後 | | | |
| 県道 | 美濃岐阜線 | 美濃市大字大矢田字大屋敷五三四番三地先から同市大字極楽寺字南出八〇番四地先まで | 一五〇〇 三三〇 | 一五〇〇 三三〇 | 一五〇〇 三三〇 | 一八〇〇 | |

岐阜県告示第四百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 区域の変更 | | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|-------|-----|--|------------|------------|------------|------|---------------------------|
| | | | 前 | 後 | | | |
| | | 羽島郡笠松町美笠通三丁目三番四地先から 羽島郡笠松町美笠通三丁目三番四地先から | 七七七 七七八 | 七七七 七七八 | 七七七 七七八 | 一八〇〇 | 終点の変更 岐阜県道 豊田 稲沢 |

| | | | | | | | |
|----|-----|-------------|--------|--|--|--|-------------------|
| 県道 | 笠松線 | 同郡同 地先まで | 町上本町五番 | | | | 線及 下 部 重 |
|----|-----|-------------|--------|--|--|--|-------------------|

岐阜県告示第四百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | | | | |
|-------|-------------------|--------------------------------|----|--------------|---------------------|--|
| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 延長 (メートル) | 供用開始 の 期 日 | 備 考 (区域 又は 決定 又は 変更 の 告示 年月 日 ほか) |
| 県道 | 美濃 川 辺 線 | 関市下之保字井野上二八七 番一 地先 から | | 二七〇 | 平成 二七・七・三 | 平成 二六・一〇・二四 |
| | | 同市同 番二 地先 まで | 字同 | | | |

岐阜県告示第四百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | | | | |
|----------|------------|--------------------------------|---------|--------------|---------------------|--|
| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 延長 (メートル) | 供用開始 の 期 日 | 備 考 (区域 又は 決定 又は 変更 の 告示 年月 日 ほか) |
| 一般 国道 | 二百五十 六号 | 関市洞戸市場字清水七五〇番 一 地先 から | | 四二・七 | 平成 二七・七・三 | 平成 二七・三・六 |
| | | 同市同 番四 地先 まで | 字山王洞二三一 | | | |

岐阜県告示第四百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | | | | |
|-------|-----------|--------------------------------|----|--------------|---------------------|--|
| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 延長 (メートル) | 供用開始 の 期 日 | 備 考 (区域 又は 決定 又は 変更 の 告示 年月 日 ほか) |
| 県道 | 本山東 嶽線 | 揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬字岡 田一八三五番四地先から | | 七〇・〇 | 平成 二七・七・三 | 平成 二六・一〇・二四 |
| | | 同郡同 中下一 五二番 七地先 まで | 字田 | | | |

岐阜県告示第四百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | | | | |
|------------|----------|--|--------|----------------------------|---------------------------------|--|
| 一般 国道 | 道路 種類 | 路線 名 | 区 間 | 延 長 メ ー ト ル | 供 用 開 始 の 期 日 | 備 考 (区域 決定 又は 変更 の告 示年 月日 ほか) |
| 二百五十 六号 | | 加茂郡東白川村神土字西根三 五二番一地从先から 同 郡同 村同 字同 三 五〇九番三地从先まで | | 四六〇 | 平成 二七・七三 | 平成 一九・三二 |

岐阜県告示第四百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | | | | |
|------------|----------|---------------------------|--------|----------------------------|---------------------------------|--|
| 一般 国道 | 道路 種類 | 路線 名 | 区 間 | 延 長 メ ー ト ル | 供 用 開 始 の 期 日 | 備 考 (区域 決定 又は 変更 の告 示年 月日 ほか) |
| 二百五十 六号 | | 加茂郡東白川村神土字馬崩六 二〇番一地从先内 | | 一四〇 | 平成 二七・七三 | 平成 二五・〇三 |

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年七月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人MACH B&F
- 三 代表者の氏名 榊 達朗
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市緑苑南三丁目八六番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、ホームビルト機の製作から飛行までを行う事業を推進することにより、航空スポーツ文化の普及・啓発に努力するとともに、青少年を含む幅広い市民に対して航空宇宙科学の基礎教育事業や講演会・イベントなどを開催し、青少年の健全な育成に努める。また、航空宇宙関連の文化遺産維持や研究開発などの技術的支援活動を推進し、もって航空宇宙に関する技術の普及に貢献することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年七月三十一日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年七月十六日

二 届出者の氏名又は名称

三井住友信託銀行株式会社

三 建物の名称及び所在地

イオンモール大垣

大垣市外野二丁目一〇〇番地

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典 外 六八者
(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一 外 六六者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年七月三十一日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年七月十七日

二 届出者の氏名又は名称

オリックス株式会社

三 建物の名称及び所在地

DCMカーマ北方店 Aゾーン

本巣郡北方町高屋字東丸内八六番四 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) カーマホームセンター北方店 Aゾーン
(変更後) DCMカーマ北方店 Aゾーン

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) オリックス株式会社 代表執行役 宮内 義彦
(変更後) オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カーマ 代表取締役 豊田 芳行
(変更後) DCMカーマ株式会社 代表取締役 豊田 芳行

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年七月三十一日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年七月十七日

二 届出者の氏名又は名称

オリックス株式会社

三 建物の名称及び所在地

DCMカーマ北方店 Bゾーン

本巣郡北方町高屋字西丸内七七番三 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称)カーマホームセンター北方店 Bゾーン

(変更後) DCMカーマ北方店 Bゾーン

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) オリックス株式会社 代表執行役 宮内 義彦

(変更後) オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カーマ 代表取締役 豊田 芳行

(変更後) DCMカーマ株式会社 代表取締役 豊田 芳行

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名

縦 覧 場 所

縦 覧 期 間

阿木北部地区

中津川市役所

平成二七・八・二八から
同二七・八・二八まで

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名

縦 覧 場 所

縦 覧 期 間

東 沖 地 区

山 県 市 役 所

平成二七・八・二八から
同二七・八・二八まで

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名

縦 覧 場 所

縦 覧 期 間

八 幡 地 区

郡 上 市 役 所

平成二七・八・二八から
同二七・八・二八まで

落札者並びに買主の公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者並びに買主を公示する。

平成二十七年七月三十一日

岐阜県知事 中 田 謙

- 1 購入物品の名称及び数量 ロータリ除雪車 (2.6m/220kw級) 1台
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成27年5月22日
- 4 落札者を決定した日 平成27年7月2日
- 5 落札者の住所及び氏名 高山市上岡本町七丁目452番地1
新興自動車株式会社
代表取締役 中嶋 洋二
- 6 落札金額 29,678,400円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 岐阜県古川土木事務所
 - (2) 所在地 飛騨市古川町上野617 1

平成二十七年七月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三 一 岐阜文芸社